

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準と評価方法

最終原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表に定めるところによっている。

(4) 引当金の計上基準

退職金の年度末における要支給額の約70%を計上している。

(5) リース取引の処理方法

単年度ごとの賃貸借契約（買取規定なし）によっている。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産（定期預金）	100,000,000	0	0	100,000,000
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
特定資産				
退職給付引当資産（定期預金）	40,000,000	0	0	40,000,000
退職給付引当資産（普通預金）	19,036,349	0	12,745,132	6,291,217
小 計	59,036,349	0	0	46,291,217
合 計	159,036,349	0	12,745,132	146,291,217

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
基本財産 (定期預金)	100,000,000	0	100,000,000	—
小 計	100,000,000	0	100,000,000	—
特定資産				
退職給付引当資産	46,291,217	0	0	46,291,217
小 計	46,291,217	0	0	46,291,217
合 計	146,291,217	0	100,000,000	46,291,217

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
人権啓発活動等補助金	法務省	0	41,984,000	41,984,000	0	
合 計		0	41,984,000	41,984,000	0	